

令和 7 年度

旭公民館ほか下水道接続工事

所 在 地 葦崎市旭町上條北割 地内

葦 崎 市

特記仕様書

第1条 適用範囲

この仕様書は、菰崎市が発注する「旭公民館ほか下水道接続工事」に適用する。これに定めのない事項については、山梨県土木工事共通仕様書によるものとする。

第2条 建設リサイクル法対象建設工事の届出に係る事項の説明

建設リサイクル法の対象工事（請負金額が 500 万円以上）の場合、落札者は建設リサイクル法第 12 条に基づき、落札後配付される書面により契約事務担当者に、契約前に説明を行うこととする。

第3条 法定外の労災保険の付保について

本工事においては、請負者は法定外の労災保険に付保しなければならない。

第4条 工事实績情報サービス（コリンズ）への登録について

請負金額 500 万円以上の工事においては、契約日、変更契約日及び工事完成日から土日、祝日を除き 10 日以内に「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受け、(財)日本建設情報センターに登録した「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。また、変更契約を締結した場合など、契約内容や配置技術者の変更があった時には、監督員の確認を受け、変更の登録をすること。工事が完成した時は、監督員の確認を受け、竣工の登録をすること。

第5条 施工計画書の作成及び提出

請負者は工事負担金額が 1,000 万円以上の工事については、工事着手前に本工事に即した施工計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。ただし、工事負担金額が 1,000 万円未満の工事についても監督員が指示する場合は、提出しなければならない。なお、特殊な工法等ある場合は、それぞれの工法について施工方法、工程、段取り、確認項目、管理基準等を明確に記した仕様書を必ず添付すること。

第6条 下請負届

本工事を施工するために締結した下請負契約については、本工事の適正な施工を確保するため、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容及び工期その他の国土交通省令で定める事項を記載した施工体制台帳を作成し、現場ごとに備え置くこと。また、本工事における各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲げること。施工体系台帳及び施工体系図については、作成及び更新の度、作成し監督員にその写しを提出すること。

さらに、請負者は菰崎市建設工事等執行規則の定めるところにより、下請負届を菰崎市下水道事業に提出し承認を受けなければならない。

第7条 照査

請負者は、工事受注後速やかに本工事内容を照査し、設計書及び内容等の確認を行い、工事打合簿により監督員に報告すること。

第8条 起工測量

請負者は施工に先立ち、現地において起工測量を行い、その成果を工事打合簿により必ず提出すること。なお、既設構造物等が施工区間に接する場合は、これらとの関係を調べ、同様に工事打合簿にまとめ提出すること。

第9条 交通止に関する協議

工事の施工にあたっては、必要に応じ所轄警察署と協議をし、「道路工事交通保安施設設置基準」（山梨県県土整備部）に基づき、市役所及び地元との協議を事前に行い、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。また、道路使用許可が必要な場合は、事前に監督員に道路使用協議書の作成を依頼すること。

第10条 週休2日適用工事について

本工事は、週休2日適用工事として4週8休以上の現場閉所を実施することとする。取り扱いについては、令和7年5月1日から適用する「週休2日適用工事实施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。週休2日は、通期の週休2日により取り組むこととし、施工計画書により提出すること。また、最終の現場閉所後速やかに本工事の取組実績について、「週休2日制現場閉所（計画・実績）書」及び「現場閉所実績集計表」にて報告を行うものとする。

第11条 事前協議

着工前には、監督員・請負者及び他工事の請負者、関係者及び関係機関と事前協議を行い、工程並びに安全管理等の打ち合わせを行うこと。また、毎月関係者と同様の工程会議を行うこと。

なお、別途工事との関連により工程上の制約を受ける場合及び本工事の施工にあたり関係機関等から施工に関する条件等（時間的制約を含む）を付された場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第12条 既存建造物等の確認

建造物等の近接工事を行なう場合には、工事着工前及び完成後に必ず所有者立会の上確認を行なうと同時に、証拠写真を撮り、工事打合簿にて監督員に提出すること。

また、井戸水の使用の有無を確認し、工事着工前及び完成後に必ず所有者立会いの上、水位等の確認を行い、対応すること。

なお、これらに関する測定、調査記録等は各自整理保存しておくこと。

第13条 境界の確認

工事着手前に、民有地との境界確認が必要な箇所については地権者立合いのもと丁張り等により境界を明確にしておきトラブルの無いうよう注意すること。

第14条 舗装版切断時に発生する濁水処理

舗装版切断時に発生する濁水は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、原則として収集し処分業の許可を取得している中間処理施設等へ運搬し処分するものとする。また、産業廃棄物管理表（マニフェスト）により適正に処理し、監督員に提示す

るものとする。

また、現場条件等により濁水の収集が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

第15条 埋設物

想定外の構造物が出現した場合、寸法・延長・総取壊し量を写真・図面をもって工事打合簿にて監督員に報告すること。また、工事に支障のある場合は、施工方法・工程等について監督員と協議してその対処方法を決定するものとする。

第16条 工事現場管理

工事の機材等については、工事中及び作業終了後の管理を徹底し、通行人等が支障を感じないように常に整理しておかなくてはならない。特に、作業終了後は指定の保管場所に保管し、第三者の関与の無いように管理すること。

また、過積載車、さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込ませないこと。

第17条 交通及び保安施設

工事区間内の交通に関しては、道路の使用許可条件を遵守し、危険防止柵を設置し、必要に応じて保安用の夜間照明設備を設置するなど十分な危険防止対策を施すこと。

また、工事区間内での車両の運行及び歩行者の通行に関しては、必要に応じて専任の交通整理員を設置し、通行の誘導、路面の補修に努めるなど、交通及び保安上十分な措置を講ずるものとする。

第18条 段階確認

1. 段階確認の計画書作成

工事着手前には、段階確認事項を確認、整理し、段階確認予定時期を記した段階確認工程表を作成し、施工計画書に含めて提出しなければならない。

2. 社内検査の実施

段階確認を受ける前には必ず社内検査を実施し、設計図書通り施工がなされているか事前確認すること。また、検査結果を整理し、監督員から指示があった場合は提示しなければならない。

3. 段階確認時の注意事項

段階確認においては、検査（確認）部分の出来形が確認できる資料を事前に作成し、監督員に提出すること。

第19条 安全訓練等の実施

工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員参加により月に半日以上時間を割り当て、安全訓練等を実施すること。また、安全訓練等の実施状況をビデオ又は工事報告（工事月報）に記録し、工事完成検査時に書類とともに報告すること。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告をすること。

第20条 再生資源利用計画（実施）書及び再生資源利用促進計画（実施）書の提出

本工事は、建設副産物実態調査の対象工事であり、請負者は国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）(EXCEL 様式)」の最新バージョンを

ダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書
を出力し、1部(紙)を施工計画書に、または施工計画書が必要ない案件は協議書に添付
し監督員に提出するものとする。(以前より使用していたクレダスを使用した様式での提
出はH30センサスに対応していないため不可)

工事完了後は速やかに、当初入力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施
書を出力し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データを電子媒体(CD-R)により監
督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※入力時最新版を国土交通省のホームページからダウンロードして入手すること

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

この特記事項は、『土木工事共通仕様書 第1編 共通編 第1章 総則 1-1-1-18 建設副産物 第5項及び第6項』、『建設副産物処理基準 [5] 再生資源利用促進(計画・実施)書の提出』および、『再生資源利用基準 [7] 再生資源利用(計画・実施)書の提出』に代わるものとする。

第21条 埋戻し

埋戻し土に現場発生土を使用する場合は、現場で密度試験を行い、監督員に試験結果を
提出し承諾を得てから使用すること。また、管上30cmから路床面までの埋戻しは、現
場発生良質土とし、20cmごとに転圧を行い、埋め戻し後の沈下の起こらないように入念
に行うこと。

路床の完成時に500㎡に1箇所の割合(但し、1,500㎡未満は最低3箇所)で試験を行
い、密度が90パーセント以上となることを確認すること。

第22条 建設発生土の処理

建設工事の施工における建設発生土は、指定処分Aとし以下の場所に搬出すること。

① 工事名 : 「(仮称) 山梨西部広域環境組合新ごみ処理施設整備に伴う造成工事」

② 搬入場所 : 山梨県中央市浅利 230-3

③ 運搬距離 : L=21.5km (D I D区間なし)

④ その他条件: 搬入する建設発生土の土質性状にかかわる次の調査・試験を1現場に
つき1回行う。

(調査・試験項目)

- ・粒度試験
- ・土の締固め試験
- ・締固めた土のコーン指数試験

その他の調査・試験等については、甲乙協議によるものとする。

請負者は建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地に
ついて地形を実測し、資料を監督員に提出しなければならない。ただし、実測困難な場合
は、これに代わる資料により、監督員の承諾を得なければならない。また、監督員は指定

された建設発生土の受入れ地に搬出されていることを現地確認するとともに、経路図及び管理図・写真等の記録により最終的な処理の確認を行い、必要に応じて実施測定により確認を行うものとする。

第23条 他市町村への建設発生土の搬出

請負者は本工事における建設発生土を、指定地の市町村および他の市町村へ100 m³以上搬出する場合について、所定の様式により搬出前に建設発生土に関する下記の情報を搬出先市町村の建設発生土担当窓口あてに提出しなければならない。なお、情報提出後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。また、搬出先市町村担当窓口については、監督員に問い合わせること。

1. 工事件名、工事概要、工事場所
2. 工事発注機関名、工事発注機関監督員名、連絡先
3. 工事請負業者名、現場代理人名、連絡先
4. 建設発生土の運搬業者名
5. 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
6. 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
7. 建設発生土の搬出時期（搬出時期）
8. 建設発生土の土質（砂、ローム等）、土質（m³）

第24条 再生資材の利用

本工事においてアスファルト混合物及び砕石（クラッシャーラン）を使用するときは、再生資材を利用すること。

第25条 溶融スラグを利用した建設資材の優先使用について

請負者は「溶融スラグ有効利用ガイドライン」（最新版）に基づく溶融スラグを利用した建設資材（積みブロック、密粒度アスファルト混合物、下層路盤材）については、優先使用に努めるものとする。

第26条 再生資材及び建設廃棄物の適正処理

本工事により発生するコンクリート塊、アスファルト塊等の建設廃棄物は、「廃棄物処理法」及び「建設副産物処理基準」に基づき、該当廃棄物の処分業の許可を取得している再生資源化施設へ搬出し適正に処分すること。但し、やむを得ない事情により再生資源化施設への運搬が困難な場合は、監督員と相談の上、処理方法を決定するものとする。

第27条 排出ガス対策型建設機械について

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(最新版)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」における開発目標を満たす事が確認された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議の上、設計変更するものとする。また、排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、

施工現場において使用する機械の写真撮影を行い監督員に通知するものとする。なお、指定機械であることを識別するラベルが確認できるように撮影すること。

機種	備考
・バックホウ ・ホイールローダ ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの:油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機) ・ローラ類(ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ) ・ラフテレーンクレーン油圧伸縮ジブ型	ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 272kw 以下)を搭載した建設機械。

第 28 条 高度技術及び創意工夫

請負者は工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目または地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。

第 29 条 電子納品について

本工事の竣工書類の一部（工事写真）は、通常の紙媒体書類での提出もしくは電子データにて提出することを、監督員と協議したうえでどちらか選択し、納品することができる。また、納品する電子データについては、「山梨県県土整備部 電子納品要領」（以下、「要領」という）及び「山梨県県土整備部 電子納品運用マニュアル」（以下、「運用マニュアル」という）に従い作成する。

第 30 条 交通誘導員

工事の施工にあたっては、「道路工事交通保安施設設置基準」（山梨県県土整備部）を遵守し、適切な交通管理を行うものとする。ただし、これにより難しい場合は監督員と協議するものとする。

第 31 条 その他

その他、疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

設計金額 _____ 円

工事概要 _____ 地中配管 Vuφ100 L=117.0m

_____ 地中配管 Vuφ75 L=3.0m

_____ 地中配管 Vuφ65 L=2.0m

_____ 地中配管 Vuφ50 L=2.0m

_____ 既存浄化槽 汲み取り後底版解体及び埋戻し

_____ 葦 崎 市

内 訳 書

	名 称 (適 用)	数 量	単 位	単 価	金 額
	旭公民館ほか下水道接続工事				
○	配管工事				
1	地中配管 VUφ100、材工共	117.0	m		
2	地中配管 VUφ75、材工共	3.0	m		
3	地中配管 VUφ65、材工共	2.0	m		
4	地中配管 VUφ50、材工共	2.0	m		
5	塩ビ桝 90L 100-150 H400、材工共	3.0	個		
6	塩ビ桝 90L 100-150 H600、材工共	1.0	個		
7	塩ビ桝 90L 100-150 H700、材工共	2.0	個		
8	塩ビ桝 90L 100-150 H800、材工共	1.0	個		
9	塩ビ桝 90L 100-200 H1700、材工共	1.0	個		
10	塩ビ桝 ST 100-150 H700、材工共	1.0	個		
11	塩ビ桝 ST 100-150 H800、材工共	1.0	個		
12	塩ビ桝 ST 100-150 H1100、材工共	1.0	個		
13	塩ビ桝 DR 100-150 H900、材工共	3.0	個		
14	塩ビ桝 90YS 100-150 H500、材工共	3.0	個		
15	塩ビ桝 90YS 100-150 H600、材工共	1.0	個		
16	塩ビ桝 90YS 100-150 H800、材工共	1.0	個		
17	塩ビ桝 90YS 100-200 H1500、材工共	1.0	個		
18	塩ビ桝 90YS 100-200 H1700、材工共	1.0	個		
19	防護蓋 φ150 T=8	14.0	個		
20	防護蓋 φ200 T=8	1.0	個		

内 訳 書

	名 称 (適 用)	数 量	単位	単 価	金 額
21	既設コンクリート柵撤去	14.0	箇所		
22	雨水配管改修 φ 125、材工共	6.0	m		
23	雨水柵 Y90Y 125-200、材工共	4.0	個		
24	既設管接続箇所	14.0	箇所		
25	新規公設柵接続箇所	1.0	箇所		
	小 計				
○	土工				
1	舗装版切断 As	151.0	m		
2	建設汚泥処理	0.3	m3		
3	舗装版積込み As	60.0	m2		
4	掘削 0.15BH	95.0	m3		
5	掘削 人力	2.0	m3		
6	埋戻し 砂、材工込	33.0	m3		
7	埋戻し RC40-0、材工込	33.0	m3		
8	埋戻し 発生土、材工込	29.0	m3		
9	残土処分 積込み、運搬、21.5km	67.0	m3		
10	舗装復旧費 As t=4	89.0	m2		
11	機械運搬	1.0	式		
12	産廃運搬	1.0	式		
13	産廃処分 As、t=4	2.4	m3		
	小 計				

内 訳 書

	名 称 (適 用)	数 量	単 位	単 価	金 額
○	既設浄化槽埋戻し(撤去しない)				
1	汲み取り 公民館	18.0	m3		
2	汲み取り 体育館	25.0	m3		
3	汲み取り 外便所	9.0	m3		
4	浄化槽埋戻し 公民館 購入土	18.0	m3		
5	浄化槽埋戻し 体育館 購入土	25.0	m3		
6	浄化槽埋戻し 外便所 購入土	9.0	m3		
7	コンクリート打設 φ 450～600 配筋共 マンホール部分	6.0	箇所		
8	機械運搬	1.0	式		
	小 計				
	直接工事費 計				
○	共通仮設費	1.0	式		
○	現場管理費	1.0	式		
○	一般管理費	1.0	式		
	計				
	消費税相当額				
	合 計				